

## 「申請に対する処分」基準等公開票（法律又は命令）

許認可等の名称	特定入所者の負担限度額に関する特例の申請（特定入所者介護（介護予防）サービス費支給申請）	
根拠法令・条項	介護保険法施行規則第83条の8、第97条の4 堺市介護保険施行規則第43条の2	
所 管 課	各区役所	地域福祉 課
審 査 基 準	<p>堺市は、負担限度額認定証を施設等に提示できなかつたために食費及び居住費（滞在費）を支払った被保険者について、その提示できなかつたことがやむを得ないものと認められる場合に、当該金額からそれぞれの負担限度額を控除した額を特定入所者介護（介護予防）サービス費として支給することができる。</p> <p>この規定による給付を受けようとする被保険者は、「堺市介護保険特定入所者介護（介護予防）サービス費支給申請書（償還払）」に必要事項を記載し、必要書類を添付して申請しなければならない。</p> <p>堺市長は、上記の規定による申請をした者に対して、特定入所者介護（介護予防）サービス費を支給する。</p>	
標準処理期間	標準処理期間	40日～70日（申請受付日による）
	標準処理期間を設定できない理由	